

北中学校いじめ防止基本方針(案) (令和8年4月見直し)

新居浜市立北中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に危険を生じさせる恐れを持っている。「北中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」を受け、新居浜市いじめ防止基本方針に基づき、策定したものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止 (いじめ防止対策推進法第4条)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかのを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項（未然防止の取組等）

- (1) 学級経営の充実を行う。
- (2) 人権・同和教育の充実を行う。
- (3) 道徳教育の充実を行う。
- (4) 体験活動の充実を行う。
- (5) 生徒の主体的な活動（生徒会活動など）を通して行う。
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）を通して行う。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）を通して行う。
- (8) 相談体制の整備（教育相談・スクールカウンセラー、相談員等の活用）を通して行う。
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策を通して行う。
- (10) 発達障がい等への共通理解を図りながら行う。
- (11) 校内研修の充実を行う。
- (12) 保護者への啓発を行う。
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備を行う。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

- (1) いじめの態様を類型化する。
 - ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる(脅迫、名誉毀損、侮辱)
 - イ 仲間はずし、集団による無視(法規に抵触しないが、毅然とした対応が必要)
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする(暴行)
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(暴行、傷害)
 - オ 金品をたかられる(恐喝)
 - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(窃盗、器物破損)
 - キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする(強要、強制わいせつ)
 - ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる(名誉毀損、侮辱)
- (2) 指導体制を確立する。
- (3) 早期発見のための研修等を持つ。
- (4) アンケート等調査の工夫をする。
- (5) 相談活動の充実(定期的な相談以外について)を行う。
- (6) 保護者との連携・情報の共有を行う。
- (7) 地域及び関係機関との連携を行う。
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

- (1) 事実確認・情報共有(法第 23 条第 1 項)
- (2) 組織「生徒指導委員会」(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭。)での対応(指導体制、方針の決定)
- (3) 被害生徒・保護者に対する説明、支援(法第 23 条第 3 項、5 項)
- (4) 加害生徒への指導及び保護者への支援(法第 23 条第 3 項、5 項)
- (5) 教育委員会への報告・連絡・相談(法第 23 条 2 項)
- (6) 安全措置(緊急避難等が必要な場合)(法第 23 条第 4 項)
- (7) 懲戒(法第 25 条)
- (8) 出席停止(学校教育法第 35 条)
- (9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合(法第 23 条第 6 項)

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置(法第 22 条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) 名称「いじめ対策推進委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭。(場合によっては、ハートなんでも相談員、学校評議員を含む)
- (3) 活動内容
 - ア 未然防止に向けた取組
 - イ 早期発見・早期対応の取組
 - ウ 指導体制の確立
 - エ 対応の方針決定
 - オ 年間取組計画の策定と見直し
 - カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは(法第 28 条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第 28 条①）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」
(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)
- (2) 調査組織「いじめ対策委員会」を開く。
 - ア 構成員(校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、該当学年学級担任、養護教諭、ハートなんでも相談員、PTA 会長、学校評議員、市教委生徒指導担当指導主幹、公民館長、主任児童委員、その他外部専門家)
 - イ 対応
市基本方針に準ずる。
 - ウ 報告
 - 学校から新居浜市教育委員会に重大事故の発生を報告する。
 - エ 調査
 - 市基本方針に準ずる。

- オ 調査結果の提供・報告
 - 市基本方針に準ずる。
- カ 事後措置、再発防止
 - 市基本方針に準ずる。

7 資料

- (1) いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）
- (2) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- (3) いじめに関する法律・通知等について(文部科学省 HP よりリンク)
- (4) 「生徒指導リーフ」(国立教育政策研究所 HP よりリンク)
- (5) 政府広報オンライン『気づいてますか、いじめのサイン』
- (6) 新居浜市いじめ防止基本方針（平成 30 年 4 月 19 日改定）

8 学校評価

教職員による自己評価を各学期末に、また、生徒・保護者によるアンケート調査を実施する。学校のいじめ防止に対する取組についての項目を設け、評価を行うと共に、その結果を公表し次年度の取組に生かす。

学校評価委員会（学校評議員・公民館長・小学校長）をもち、学校関係者評価を行う。